

令和4年7月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月) 午後1時55分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳(欠席)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二(欠席)
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄(欠席)	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(3名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。少々時間は早いようですが、皆さんお揃いのようにですので、始めていきます。

田植えも無事終わったところですが、九州北部の梅雨明けが6月28日に発表されました。これは、観測史上、最も早いとのことですので。

また、先日の台風4号では、心配していたほど雨も降らず、安心したところですが、戻り梅雨との指摘もあり、ゲリラ豪雨など、大雨による災害が発生する場合がありますので、引き続き、十分ご注意をお願いいたします。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員、同6番委員及び同13番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、24番 山田 憲二 委員、1番 赤川 敏彦 委員 を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、干潟地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、乙隈地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、番号1から番号3については、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第

3科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお、本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、八坂地内の田1筆の内の更に一部です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に、概ね500メートル以内に味坂小学校、味坂保育園の、2以上の教育・医療施設が存する位置関係となります。

今回の申請地の北側市道内には、上・下水道管が埋設されています。

その上で、先程述べましたように、500メートル以内に2以上の教育・医療施設が位置します。以上の点から、申請地の農地区分としては第3種農地に区分されます。第3種農地は、転用許可可能となっております。

(土地利用計画図より)上・下水道は北側の市道内の公共上・下水道管に接続し、雨水については、道路を横断させて、北側の市道側溝へ排水する計画となっています。

また、造成にあたって、周囲にコンクリートブロックを配置する計画に

なっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、地区会議においても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転1件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、横隈地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転1件について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定2件を議案とします。

それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

例年、年に2回、3月と9月に利用権設定のための受付を行っていますが、3月の受付に間に合わなかった案件がありましたので、今回、お願いするものです。新規の設定が2件となります。

番号1は、乙隈地内の畑3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間の説明)

次に、番号2は、吹上地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、2件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第4号について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は、福童地内の田2筆です。

貸人の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号2は、八坂地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、福童地内の田1筆です。

露天資材置場を設置するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、「最適化活動の目標設定」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、別に配布しました、報告第3号「最適化活動の目標設定」について、説明いたします。

5月の総会において審議いただき、県へ報告するために、福岡県農業会議と調整を行っておりました。その結果、本日、提出しておりますように、一部事項について、変更となっておりますので、重



要な点をご説明したいと思います。

まず、I-2（「農業委員会の状況」の農家・農地等の概要）の耕作面積については、直近のデータがありましたので、修正をおこなっています。それに伴って、所要の変更を行っています。

次に、II-1-(1)-②（「最適化活動の目標」の「最適化活動の成果目標」の「農地の集積」）の目標については、県の方針と合わせるため、当初計画の6年度から10年度に先延ばしとしました。これに合わせて、所要の変更を行っています。

(3)-②（「新規参入の促進」）の目標の「権利移動面積」については、「有償所有権移転」のみで計上しておりましたので、これに「賃借権の設定及び利用権設定」分を加えて、補正を行いました。

2-(1)（「最適化活動の活動目標」）の「推進委員委員等が最適化活動を行う日数目標」については、県農業会議との調整により、最低限の6日以上目標となっています。

(2)（「活動強化月間の設定目標」）については、県農業会議との調整により、3回となっています。

概ね、以上の点について、変更を行っております。

委員の皆さまには、地区会議等でも申し述べておりますように日頃から、「活動記録簿」への記録が大切でありますので、引き続きご協力をお願いし、簡単ですが報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局からの報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年7月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年7月11日（月） 午後 2時26分閉会